

茨城県報

号外第318号

昭和54年10月26日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

●県道の認定 (道路維持課)	1	ページ
●県道の廃止 (")	1	
●道路の区域決定 (")	2	
●道路の供用開始 (")	2	

告 示

茨城県告示第1568号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和54年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
132	東 竜 ケ 崎 線	稲敷郡東村大字西代 竜 ケ 崎 市	稲敷郡河内村	

茨城県告示第1569号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、昭和54年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
132	上之島 竜ヶ崎線	稲敷郡東村大字上之島 竜ヶ崎市	稲敷郡河内村	

茨城県告示第1570号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和54年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
132	県 道	東 竜ヶ崎線	稲敷郡東村大字六角字 土手通314番の1から	メートル 最大 39.0	メートル 26,137.6	
			竜ヶ崎市米町 4566番まで	メートル 最小 3.20		

茨城県告示第1571号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 東竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間
稲敷郡東村大字六角字土手通314番の1から竜ヶ崎市米町4566番まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年10月26日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所